

第19回 旅行業務って何？

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

「旅行業務とは何か？」なんて日常では意識せず、営業や企画に追われ、添乗で東奔西走されていると思われませんが、あらためて旅行業務について再確認しましょう。

旅行業務は4つ

旅行業法第2条(定義)は難解な条文です。第1項で「旅行業」とは、①報酬を得て、②次に掲げる行為を、③行う事業をいう、と定義付け、以下各号でどのような行為が旅行業務になるのかを規定しています。また、第3項で「旅行業務」とは、旅行者による②の行為(募集団企画旅行の受託販売を含む)又は旅行者代理業者による②の代理行為(相談を除く)と定義付けています。①から③の3つの要素が揃えば旅行業になるといえます。

①は経済的収入を得れば当然該当します。通達では、包括料金として取引されるものは、その金銭は一旦事業者の収入として計上されるので報酬があるとされ、行為と収入の間には直接的な対価関係がなくても、旅館からの割戻し、留学あつせん事業者が留学あつせんサービスの対価の見返りとして無料で運送・宿泊サービスを手配しても報酬性があるとされます(旅行業法施行要領第

1)。③は行為の反復継続の意思があれば事業性があるとされます。

問題は②ですが、ざっくり要約すれば、i募集団・受注型企画旅行(パッケージツアーの企画・実施)、ii手配旅行(運送・宿泊機関、その他サービスの手配)、iii渡航手続き、iv旅行相談、のいずれかに該当する行為は旅行業務になります。なお、この通達によれば、旅行業務について、基本的旅行業務(運送又は宿泊についての業務)と付随的旅行業務(運送又は宿泊以外のサービスについての業務)に区分し、後者は前者に付随して行う場合に限り旅行業務となるとしています。プレイガイドや日帰りの定期観光バスを運行するバス会社は、付随的旅行業務のみを行うことから旅行業務ではないことになります。また、旅券申請の代行業務は、本来は行政書士の業務となるものの、行政書士法には「他の法律に別段の定めがある場合」(同第19条)とあることから、旅行業法に旅行業務として定めたことによつて旅行者が行うことも可能となっています。

ということ、旅行業法に基づく旅行業務とはこの4つの行為のみということになります。

業務もいろいろ

ところが実務で私たちは、旅行傷害保険、海外WiFiレンタル、お土産の販売等の旅行に関連するサービスや物品販売まで手掛けています。これらの行為が旅行業務でないことは説明するまでもありませんが、場貸しサイトや海外OTA(Online Travel Agency)等、旅行業法では想定されていない業務が急速に普及しています。

「場貸しサイト」には宿泊手配が多く、また旅行者もこれを手掛けていますが、場貸しサイトとはその文言どおり「取引の場」を貸している(提供する)に過ぎず、契約の当事者はあくまでホテル(旅館)と旅行者となり、ますので旅行業務とはなりません。

一方で、ある海外OTAのウェブサイトを(日本語ページ)を見ると、「そのまま旅行業務じゃない」と言いたいところですが、利用規約等をよく見ると、準拠法や裁判管轄がその旅行者が所在する国(州)である旨が明示されています。悲しいかな日本の行政権(旅行業法の適用)が及ばない外国の旅行者が運営しているウェブサイトにあり、その業者が所在する国の法律に基づいて営業しています。インターネットを使えば、外国の旅行者の店舗に出向くことなくとも簡単に国境を越えて日本に居ながらその旅行者と取引が出来ます。

業界の発展のために

現行の旅行業務の概念は、1971(昭和46)年の旅行あつせん業法からの衣替えの際に出来上がったものですが、このような現状の取引実態とは乖離する場面も出てきました。

そこで、JATAでは、旅行業法や標準旅行業約款などの諸制度のあり方について、一昨年9月から旅行業法制度研究部会で議論を開始し、現在では旅行業法等検討特別委員会や法制委員会等で議論が続いています。観光立国を目指す日本において、旅行業界が重要な役割を果たすためのルールはどうあるべきか、議論が本格化しています。(堀江)